

第14回かわさきロボット競技大会 試合規則についての質問2

2007年4月18日

第3章 ロボットの規格

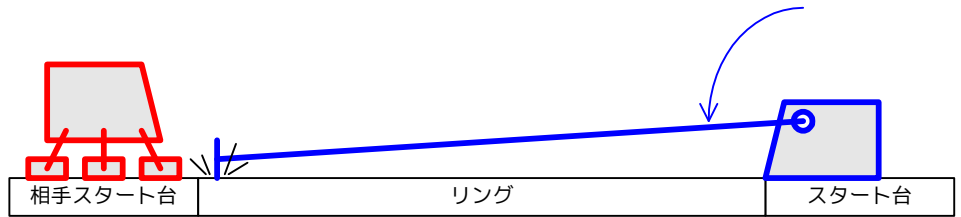
Q12 3章5条5には「(略)アーム作動面は、リング上面より20センチメートルの高さを試合中いつでも任意に通過できる構造を有するものとする」とありますが、これは試合中に何回でも通過できる構造でないといけませんか。例えば、通常時はリング上面から20cm未満のところまで動作していて、バネなどを使って跳ね上げることにより1回だけ20cmの面を通過できる構造のアームは認められますか？

第10章 勝敗の定義

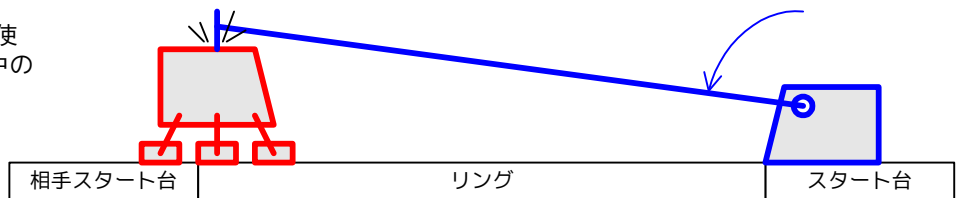
Q13 10章21条の試合取り直し条件について質問します。3項に「両者入場前の入場進路妨害は禁止とし、進路妨害があった場合。」とあります。前回の質問票のQ11に対する回答(A14)から、3項は二つのマシンがどちらも入場を完了していない時に適用されるものであることが分かりました。一方、8章14条2で「試合開始後、入場前のロボットの展開は許可する」とあります。

ここで8章14条2に基づいて入場前にアームを展開をすると、10章21条3の相手ロボットに対する入場進路妨害になってしまう可能性が考えられると思います。どのような場合に入場前の展開は21条3の入場進路妨害に該当するのでしょうか？ その基準を教えてください。また以下に示す例が入場進路妨害に当たるかどうかについて教えてください。

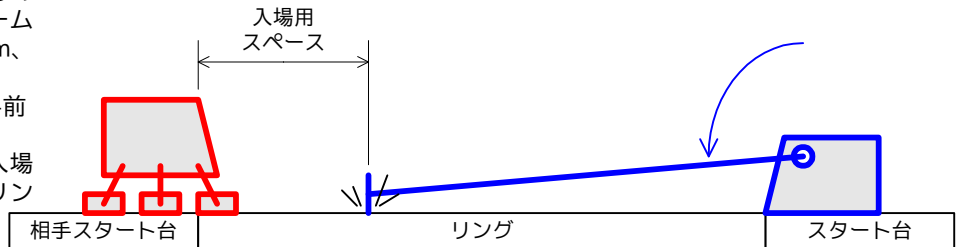
1 相手スタート台の出口直前に届くアームを使用した。アームを展開したところ、相手が入場するより早く、スタート台直前のリングに着地した。



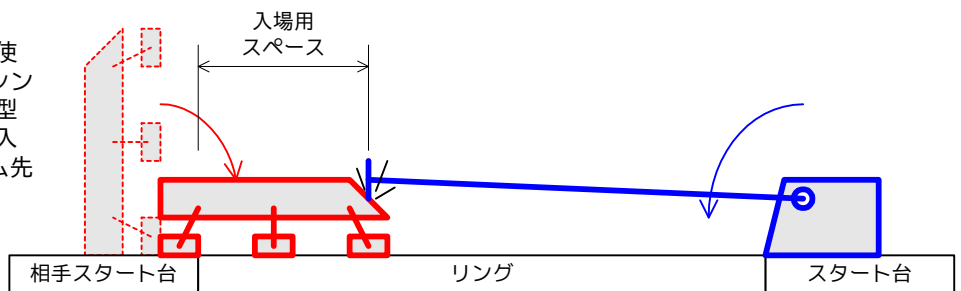
2 (1)と同じ長さのアームを使用。展開したところ入場中の相手マシンに衝突した。



3 相手と自分が入場するためのスペースを残した短いアームを使用した(相手用に35cm、自分用に35cmで、相手スタート台から70cmほど手前を想定)。アームを展開したところ入場中の相手マシンの手前のリングに着地した場合。



4 (3)と同じく短いアームを使用した。相手が巨大なマシン(図では転倒型だが、転倒型にこだわらない)のため、入場中の相手マシンにアーム先端が衝突した場合



5 (3)と同じく短いアームを使用した。アームは相手マシンがスタートするより早くリングに着地したが、その後で相手マシンが転倒スタートし、アームの上のしかかっていた場合。

